

## 付録1 新SNAの表章形式(案)

# I 70-編

## 1 統合勘定

### 1. 国内総生産と総支出勘定

1.1	雇用者所得 (2.4)
1.2	営業余剰 (2.6)
1.3	固定資本減耗 (3.5)
1.4	間接税 (2.8)
1.5	(控除) 補助金 (2.9)
1.6	統計上の不適合 (3.7)
国内総生産	
2.7	政府最終消費支出 (2.1)
1.8	民間最終消費支出 (2.2)
2.9	国内総固定資本形成 (3.2)
1.10	在庫品増加 (3.1)
1.11	財貨サービスの輸出 (5.1)
1.12	(控除) 財貨サービスの輸入 (5.2)
国内総支出	
海外からの要素所得 (控除) 海外へ要素所得 国民総生産	

### 2. 国民可処分所得と処分勘定

2.1	政府最終消費支出 (1.7)
2.2	民間最終消費支出 (1.8)
2.3	貯蓄 (3.4)
国民可処分所得の処分	
2.4	雇用者所得 (1.1)
2.5	海外からの雇用者所得(純) (5.3-5.6)
2.6	営業余剰 (1.2)
2.7	海外からの財産所得・企業所得(純) (5.3-5.7)
2.8	間接税 (1.4)
2.9	(控除) 補助金 (1.5)
2.10	海外からのその他の経常移転(純) (5.4-5.8)
国民可処分所得	
要素費用表示の国民所得 市場価格表示の国民所得	

要素費用表示の国民所得 = 2.4 + 2.5 + 2.6 + 2.7  
市場価格表示の国民所得 = 要素費用表示の国民所得 + 2.8 - 2.9

### 3. 資本調達勘定

#### (1) 実物資産

3.1	在庫品増加 (1.10)
3.2	国内総固定資本形成 (1.9)
3.3	海外に対する債権の純増 (4.2)
総蓄積	
3.4	貯蓄 (2.3)
3.5	固定資本減耗 (1.3)
3.6	海外からの資本移転(純) (6.2)
3.7	統計上の不適合 (1.6)
総資本調達	

#### (2) 金融資産

4.1	対外金融資産の純増 (6.4)
対外金融資産の純増	
4.2	海外に対する債権の純増 (3.3)
4.3	対外負債の純増 (4.3)
海外に対する債権の純増および対外負債の純増	

### 4. 海外勘定

#### (1) 経常取引

5.1	財貨サービスの輸出 (1.11)
5.2	海外からの雇用者所得
5.3	海外からの財産所得・企業所得
5.4	海外からのその他の経常移転
経常収取	
5.5	財貨サービスの輸入 (1.12)
5.6	海外への雇用者所得
5.7	海外への財産所得・企業所得
5.8	海外へのその他の経常移転
5.9	国民経常余剰 (6.1)
経常支払	

#### (2) 資本取引

6.1	国民経常余剰 (5.9)
6.2	海外からの資本移転(純) (3.6)
6.3	対外負債の純増 (4.3)
受取	
6.4	対外金融資産の純増 (4.1)

\* 海外からの要素所得 = (5.3 + 5.7)

海外への要素所得 = (5.6 + 5.7)

国民総生産 = 国内総生産 + (海外からの要素所得 - 海外への要素所得)

II. 制度部門別所得支出勘定

1. 非金融法人企業

1. 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 貸付料
2 損害保険の純保険料
3 直接税 (1) 所得税 (2) その他
4 罰金
5 無基金雇用者福祉給付
6 その他の経常移転(純)
7 貯蓄
支払
8 営業余剰
9 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 貸付料
10 損害保険金
11 無基金雇用者福祉隔属負担
受取

2. 金融機関

1 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 貸付料
2 損害保険の純保険料
3 損害保険金
4 直接税 (1) 所得税 (2) その他
5 罰金
6 無基金雇用者福祉給付
7 その他の経常移転(純)
8 貯蓄
支払
9 営業余剰
10 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 貸付料
11 損害保険金
12 損害保険の純保険料
13 無基金雇用者福祉隔属負担
受取

3. 一般政府

1 最終消費支出
2 財産所得 (1) 利子 (2) 貸付料
3 損害保険の純保険料
4 補助金
5 社会保障給付
6 社会扶助金
7 対家計民間非営利団体への経常移転
8 無基金雇用者福祉給付
9 その他の経常移転 (1) 居住者に対するもの (2) 海外に対するもの
10 貯蓄
支払
11 財産所得
12 損害保険金
13 間接税 (1) 輸入関税 (2) その他
14 直接税 (1) 所得税 (2) その他
15 罰金および強制的手数料
16 社会保障負担
17 無基金雇用者福祉隔属負担
18 その他の経常移転 (1) 居住者からのもの (2) 海外からのもの
受取

4. 対家計民間非営利団体

1 最終消費支出
2 財産所得 (1) 利子 (2) 貸付料
3 損害保険の純保険料
4 社会扶助金
5 無基金雇用者福祉給付
6 貯蓄
支払
7 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 貸付料
8 損害保険金
9 無基金雇用者福祉隔属負担
10 その他の経常移転
受取

5 家計 (個人企業を含む)

1 最終消費支出 2 財産所得 (1) 消費者買債利子 (2) その他の利子 (3) 貸付料 3 損害保険の純保険料 4 直接税 (1) 所得税 (2) その他 5 預金および公債の利子 6 社会保障費 7 家計と非営利団体への経費移転 8 基金運用者福祉等費 9 その他の経費移転 10 貯蓄 支払
11 雇用者所得 12 営業余剰 13 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 貸付料 14 損害保険金 15 社会保障給付 16 社会扶助金 17 基金運用者福祉等給付 18 その他の経費移転 受取
可処分所得 貯蓄率 (%)

可処分所得 = 受取 - (2~9の合計) = 1+10  
 貯蓄率(%) = 貯蓄 ÷ 可処分所得

Ⅱ. 制度部門別資本調達動向

1. 非金融法人企業

(1) 実物資産

1. 在庫品増加 2. 総固定資本形成 3. 土地の購入(純) 4. 貯蓄投資差額
総蓄積
6. 貯蓄 7. 固定資本減耗 8. 資本移転(純)
総資本調達
(除外)貯蓄投資差額と資金過不足(-)の差

(2) 金融資産

1. 現金通貨 2. 通貨性預金 3. その他の預金 4. 短期債券 5. 長期債券 6. 株式 7. 政府貸出金 8. 地上債権 9. その他の金融資産
金融資産の純増
10. 資金過不足(-) 11. 短期債券 12. 長期債券 13. 株式 14. 市中借入金 15. 政府借入金 16. 一般政府借入金 17. 買入債権 18. その他の負債
負債の純増および資金過不足(-)

2. 金融機関

(1) 実物資産

1. 総固定資本形成
2. 土地の購入(純)
3. 貯蓄投資差額
<b>総蓄積</b>
4. 貯蓄
5. 固定資本減耗
6. 資本移転(純)
<b>総資本増減</b>
(欄外) 貯蓄投資差額と資金過不足(-)の差

(2) 金融資産

1. 通貨性預金
2. 短期債券
3. 長期債券
4. 株式
5. 日銀貸出金
6. コール買入手形
7. 市中貸出金
8. 政府貸出金
9. その他の金融資産
<b>金融資産の純増</b>
10. 資金過不足(-)
11. 現金通貨
12. 通貨性預金
13. その他の預金
14. 長期債券
15. 株式
16. 日銀借入金
17. コール受渡手形
18. 生命保険
19. 一般政府借入金
20. その他の負債
<b>負債の純増および資金過不足(-)</b>

3. 一般政府

(1) 実物資産

1. 総固定資本形成
2. 土地の購入(純)
3. 貯蓄投資差額
<b>総蓄積</b>
4. 貯蓄
5. 固定資本減耗
6. 資本移転(純)
(1) 居住者からのもの
(2) 海外からのもの
<b>総資本増減</b>
(欄外) 貯蓄投資差額と資金過不足(-)の差

(2) 金融資産

1. 現金通貨、通貨性預金
2. その他の預金
3. 短期債券
4. 長期債券
5. 株式
6. 政府貸出金
7. 一般政府借入金
8. その他の金融資産
<b>金融資産の純増</b>
9. 資金過不足(-)
10. 短期債券
11. 長期債券
12. 市中借入金
13. 政府借入金
14. その他の負債
<b>負債の純増および資金過不足(-)</b>

4. 家計 (個人企業、  
対家計、民間企業、対国外) (20)

(1) 実物資産

1 在庫品増加	
2 総固定資本形成	
3 土地の純購入(純)	
4 貯蓄投資差額	
総蓄積	
5 貯蓄	
6 固定資本減耗	
7 資本移動(純)	
総資本純逓	
(除外)貯蓄投資差額と資金過不足(-)の差	

(2) 金融資産

1 現金通貨	
2 通貨性預金	
3 その他の預金	
4 長期債券	
5 株式	
6 生命保険	
7 その他の金融資産	
金融資産の純増	
8 資金過不足(-)	
9 市中借入金	
10 政府借入金	
11 買入債務	
12 その他の負債	
負債の純増および資金過不足(-)	

IV 主要表

1. 国民総支出

1. 民間最終消費支出	
01 家計最終消費支出	
a 飲食費	
b 被服費	
c 光熱費	
d 住居費	
(1) 家賃	
(2) その他	
e 雑費	
f 居住者家計の海外への運送税	
g (除外) 非居住者家計の国内への運送税	
(2) 対農村民間非居住者家計の国内への運送税	
2. 政府最終消費支出	
3. 国内総資本形成	
(1) 総固定資本形成	
a 住宅	
(1) 民間	
(2) 公的	
b 企業設備	
(1) 民間	
(2) 公的	
c 一般政府	
(2) 在庫品増加	
a 民間企業	
b 公的企業	
4. 経常海外余剰	
(1) 財貨・サービスの輸出と海外への要素所得	
a 財貨	
b サービス	
c 海外からの要素所得	
(2) (除外) 財貨・サービスの輸入と海外への要素所得	
a 財貨	
b サービス	
c 海外への要素所得	
5. 国民総支出 (国内総支出)	

2. 国民所得(専業費用表示の国民総生産)の分配

<p>1. 雇用者所得</p> <p>(1) 賃金・俸給</p> <p>(2) 社会保険雇主負担</p> <p>(3) その他の雇主負担</p> <p>2. 財産所得</p> <p>(1) 一般政府</p> <p>(2) 村家計民間非営利団体</p> <p>(3) 家計(個人企業を除く)</p> <p>    a 利子</p> <p>    b 配当</p> <p>    c 賃貸料</p> <p>3. 企業所得</p> <p>(1) 民間法人企業(配当控除後)</p> <p>(2) 公約企業</p> <p>(3) 個人企業</p> <p>    a 農林水産業</p> <p>    b その他の産業</p> <p>    c 住宅自己所有による繰上分</p> <p>4. (控除)産業活動によらない財産所得の支払</p> <p>(合計) 国民所得 (専業費用表示の国民総生産)</p>	
<p>(参考) 1. 在野品評会調査額</p> <p>2. 民間法人企業所得(配当控除前)</p> <p>3. 民間法人企業所得に対する直接税</p>	

\* 産業活動によらない財産所得の支払  
 - 一般政府・村家計民間非営利団体・家計(個人企業を除く)の  
 利子および賃貸料の支払

3. 産業別国内総生産

<p>1. 農林水産業</p> <p>2. 鉱業</p> <p>3. 製造業</p> <p>4. 建設業</p> <p>5. 電気・ガス・水道業</p> <p>(1) 産業</p> <p>(2) 政府サービス生産者</p> <p>6. 卸売・小売業</p> <p>7. 金融・保険業</p> <p>8. 不動産業</p> <p>9. 運輸・通信業</p> <p>10. サービス業</p> <p>(1) 産業</p> <p>(2) 村家計民間非営利サービス生産者</p> <p>(3) 政府サービス生産者</p> <p>11. 公務</p>	
合計	
統計上の不適合	
国内総生産	

V 付表

1. 経済活動別国内総生産および等

経済活動の種類	生産者価格表示の 産 出 額 (1)	中間消費 (2)	国内総生産 生産者価格表示の (3)=(1)-(2)	固定資本形成 (4)
1. 産 業				
(1) 農林水産業				
(2) 鉱 産 業				
(3) 製造業				
(4) 建設業				
(5) 電気・ガス・水道業				
(6) 卸売業・小売業				
(7) 金融・保険業				
(8) 不動産業				
(9) 運輸・通信業				
(10) サービス業				
2. 政府サービス生産者				
(1) 電気・ガス・水道業				
(2) サービス業				
(3) 公務				
3. 非営利民間サービス生産者				
(1) サービス業				
合 計				

注：製造業中分類上の表示も予定されている。

素所得

国内総生産 生産者価格表示の (3)=(1)-(2)	間接税 (5)	国内要素所得 (6)=(3)-(4)	雇用者所得 (8)	営業余剰 (7)=(7)-(8)	経済活動の種類

2. 政府の目的別最終消費支出

支出の目的	産出額	コスト源泉				非商品 商品の 販売	最終消費 支出
		府庁者 所得	固定資 本減耗	中間消費	間接税		
1. 一般政府サービス							
2. 防衛							
3. 教育							
4. 保健							
5. 社会保険福祉以外							
6. 住宅・地域開発							
7. その他の地域開発以外							
8. 経済サービス							
9. その他							
合計							

3. 対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出

支出の目的	産出額	コスト源泉				非商品・ 商品の 販売	最終消費 支出
		府庁者 所得	固定資 本減耗	中間消費	間接税		
1. 教育							
2. 医療							
3. その他							
合計							

4. 家計の最終消費支出の構成

(1) 形態別

(1) 耐久財 (2) 半耐久財 (3) 非耐久財 (4) サービス
国内での最終消費
居住者家計の海外での直接購入 (控除)非居住者家計の国内での直接購入
居住者家計の最終消費支出

(2) 目的別

1. 食料品・飲料品・煙草
2. 衣服・ほこり物
3. 家賃・光熱
4. 家具・家庭器具・雑費
5. 医療・保健
6. 交通・通信
7. レクリエーション・娯楽・教育・文化サービス
8. その他
国内での最終消費支出

5. 総資本形成の構成

(1) 形質別

(2) 制度部門別

<p>1. 総固定資本形成</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅以外の建物</p> <p>(3) その他の建物</p> <p>(4) 土地改良及び農圃・果樹園の開墾</p> <p>    a 土地改良</p> <p>    b 農圃・果樹園の開墾</p> <p>(5) 輸送機械</p> <p>(6) 機械器具</p> <p>    a 農業用</p> <p>    b その他</p> <p>(7) 種畜、乳牛等</p> <p>2. 在庫品増加</p> <p>(1) 製品在庫</p> <p>(2) 仕掛品在庫</p> <p>(3) 原材料在庫</p> <p>(4) 流通在庫</p>	<p>1. 総固定資本形成</p> <p>(1) 住宅</p> <p>    a 民間</p> <p>        (1) 法人</p> <p>        (2) 家計 (個人企業)</p> <p>    b 公的</p> <p>(2) 企業設備</p> <p>    a 民間</p> <p>        (1) 法人</p> <p>        (2) 家計 (個人企業)</p> <p>    b 公的</p> <p>        (1) 一般政府</p> <p>        (2) 特殊政府</p> <p>2. 在庫品増加</p> <p>(1) 民間</p> <p>    a 法人</p> <p>    b 家計 (個人企業)</p> <p>        (1) 農林水産業</p> <p>        (2) その他</p> <p>(2) 公的</p>
--	--

6. 海外取引

<p>1. 財貨サービスの輸出</p> <p>(1) 財貨 (F.O.B)</p> <p>(2) 貨物運賃</p> <p>(3) 貨物保険</p> <p>(4) その他の運輸通信</p> <p>(5) その他の保険</p> <p>(6) 海外政府への移転</p> <p>(7) その他</p> <p>(8) 所有権の移転に因る財貨輸出の調整項目</p> <p>(9) 非居住家計の国内への直接購入</p> <p>2. 海外からの要素所得受取</p> <p>(1) 雇用者所得</p> <p>(2) 財産所得 企業所得</p> <p>3. 海外からのその他の經常移転</p> <p>(1) 一般政府</p> <p>(2) その他部門</p> <p>4. 經常受取</p>	<p>5. 財貨サービスの輸入</p> <p>(1) 財貨 (F.O.B)</p> <p>(2) 貨物運賃</p> <p>(3) 貨物保険</p> <p>(4) その他の運輸通信</p> <p>(5) その他の保険</p> <p>(6) その他</p> <p>(7) 所有権の移転に因る輸入の調整項目</p> <p>(8) 居住者家計の海外への直接購入</p> <p>(9) 政府の海外への直接購入</p> <p>6. 海外への要素所得支払</p> <p>(1) 雇用者所得</p> <p>(2) 財産所得 企業所得</p> <p>7. 海外に対するその他の經常移転</p> <p>(1) 一般政府</p> <p>(2) その他部門</p> <p>8. 經常支払</p> <p>9. 国民經常余剰</p> <p>10. 海外への資本移転 (純)</p> <p>(1) 一般政府</p> <p>(2) その他部門</p> <p>11. 海外に対する債権の純増</p>
--	--